

令和8年

第5回選挙管理委員会定例会

日 時	令和8年4月9日(木) 午前10時から
場 所	一関市役所 選挙管理委員会室
付議事件	報告第1号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
	報告第2号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
	議案第30号 選挙人名簿から抹消すべき者について
	議案第31号 一関市選挙執行規程の一部を改正する告示の制定について
	議案第32号 一関市職員倫理規程の一部を改正する訓令の制定の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第33号 一関市個人情報等保護管理規程の一部を改正する訓令の制定の専決処分に関し、承認を求めることについて

報告第1号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和7年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により別紙のとおり公表するので、報告する。

令和8年4月9日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 岩本孝彦

令和7年度 選挙人名簿閲覧申出者一覧

別紙

NO	閲覧の年月日	申出者の氏名、住所	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
1	令和7年4月16日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 杉田 義文 東京都千代田区大手町1-7-1	「読売全国世論調査」の対象者抽出のため（世論調査）	千厩第5投票区（抽出45件）
2	令和7年4月23日、28日、30日、5月16日、20日、22日、29日	参政党岩手第3支部 支部長 石黒 一広 一関市三関字仲田186-1-G棟	はがき作成のため（政治活動）	一関地域（全有権者）
3	令和7年4月22日、5月1日、2日、9日、12日、6月6日、9日、11日、13日	鈴木 栄	はがき作成のため（政治活動）	一関地域（一部有権者）
4	令和7年6月12日、18日、7月28日	小沢 一郎	はがき作成のため（政治活動）	全投票区
5	令和7年6月16日、19日、20日	齋藤 禎弘	はがき作成のため（政治活動）	一関地域（全有権者）
6	令和7年7月29日、8月5日、7日、8日	千葉 ちあき	はがき作成のため（政治活動）	全投票区
7	令和7年7月30日	株式会社東京商工リサーチ盛岡支店 支店長 坂入 鉄也 盛岡市菜園1丁目12番18号 盛岡菜園センタービル6F	「いわての森林づくり県民税」に係るアンケート調査の対象者抽出のため（世論調査）	全投票区（抽出185件）
8	令和7年8月5日～8日、18日～22日	猪股 晃	はがき作成のため（政治活動）	花泉地域（全有権者）

令和7年度 選挙人名簿閲覧申出者一覧

9	令和7年8月26日	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5丁目15番8号	「第27回参議院議員通常選挙に関する意識調査」の対象者抽出のため（世論調査）	花泉地域（抽出17件）
10	令和7年8月28日	佐藤 進治	はがき作成のため（政治活動）	一関地域（一部有権者）
11	令和7年9月8日 ～10日	沼倉 憲二	はがき作成のため（政治活動）	藤沢地域（全有権者）
12	令和7年9月10日	一般社団法人 共同通信社 社長 沢井 俊光 東京都港区東新橋1-7-1	日本世論調査会・共同通信社 世論調査の対象者抽出のため（世論調査）	一関地域（一部有権者）、花泉地域（一部有権者）
13	令和7年9月17日 ～19日	岩渕 典仁	はがき作成のため（政治活動）	室根地域（全有権者）
14	令和7年9月18日	佐藤 敬一郎	はがき作成のため（政治活動）	花泉地域（全有権者）
15	令和7年10月6日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 大田 健吾 東京都千代田区大手町1-7-1	「読売全国世論調査」の対象者抽出のため（世論調査）	一関第15投票区（抽出45件）
16	令和7年11月25日、26日	株式会社東京商工リサーチ盛岡支店 支店長 坂入 鉄也 盛岡市菜園1丁目12番18号 盛岡菜園センタービル6F	「令和8年県の施策に関する県民調査及び令和8年県民生活基本調査」の対象者抽出のため（世論調査）	全投票区（抽出710件）
17	令和7年12月23日	株式会社東京商工リサーチ盛岡支店 支店長 坂入 鉄也 盛岡市菜園1丁目12番18号 盛岡菜園センタービル6F	「令和8年岩手県の東日本大震災津波からの復興に関する意識調査」の対象者抽出のため（世論調査）	全投票区（抽出200件）

報告第2号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和7年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により別紙のとおり公表するので、報告する。

令和8年4月9日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 岩本孝彦

令和7年度 在外選挙人名簿閲覧申出者一覧

別紙

閲覧の年月日	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
	申出者なし		

議案第30号

選挙人名簿から抹消すべき者について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、令和8年4月1日現在において別冊の者を選挙人名簿から抹消する。

令和8年4月9日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 岩本孝彦

選挙人名簿登録者数内訳

区 分		男	女	計
前回（令和 8 年 3 月 2 日 現在）の名簿登録者数 (A)		43,792	46,355	90,147
抹 消 者	死亡（3 月 31 日まで）	84	82	166
	転出後 4 月 1 日までに4箇月を経過した者 （令和 7 年 11 月 30 日までに転出した者）	60	52	112
	計 (B)	144	134	278
今回（令和 8 年 4 月 1 日 現在）の名簿登録者数 (A - B)		43,648	46,221	89,869

議案第31号

一関市選挙執行規程の一部を改正する告示の制定について

一関市選挙執行規程（平成17年一関市選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月9日

一関市選挙管理委員会 委員長 岩本 孝彦

∞

改正前		改正後	
別表第3（第18条関係）		別表第3（第18条関係）	
施設名	住所	施設名	住所
[略]	[略]	[略]	[略]
一関市関が丘市民センター	一関市関が丘16番地1	一関市関が丘市民センター	一関市関が丘16番地1
[略]	[略]	<u>関が丘コミュニティセンター</u>	<u>一関市関が丘16番地1</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
一関市真柴市民センター	一関市真柴字川戸3番地1	一関市真柴市民センター	一関市真柴字川戸3番地1
		<u>真柴コミュニティセンター</u>	<u>一関市真柴字川戸3番地1</u>
一関市巖美市民センター	一関市巖美町字沖野々116番地6	一関市巖美市民センター	一関市巖美町字沖野々116番地6
		<u>一関自然休養村管理センター</u>	<u>一関市巖美町字沖野々116番地6</u>
一関市舞川市民センター	一関市舞川字中里84番地1	一関市舞川市民センター	一関市舞川字中里84番地1
		<u>一関文化伝承館</u>	<u>一関市舞川字中里84番地1</u>

[略]	[略]
一関市山目市民センター赤荻分館	一関市赤荻字桜町240番地
一関市産業教養文化体育施設	[略]
<u>一関生活改善センター</u>	<u>一関市巖美町字若井原159番地</u> <u>3</u>
[略]	[略]
一関市日形市民センター	一関市花泉町日形字井戸沢38番地2
[略]	[略]
一関市摺沢市民センター	一関市大東町摺沢字街道下25番地3
一関市興田市民センター	一関市大東町鳥海字細田19番地2
一関市猿沢市民センター	一関市大東町猿沢字板倉57番地1
[略]	[略]

[略]	[略]
一関市山目市民センター赤荻分館	一関市赤荻字桜町240番地
<u>一関学習交流館</u>	<u>一関市赤荻字桜町240番地</u>
一関市産業教養文化体育施設	[略]
[略]	[略]
一関市日形市民センター	一関市花泉町日形字井戸沢38番地2
<u>花泉農村集落多目的共同利用施設</u>	<u>一関市花泉町日形字井戸沢38番地2</u>
[略]	[略]
一関市摺沢市民センター	一関市大東町摺沢字街道下25番地3
<u>大東コミュニティセンター</u>	<u>一関市大東町摺沢字街道下25番地3</u>
一関市興田市民センター	一関市大東町鳥海字細田19番地2
<u>大東開発センター</u>	<u>一関市大東町鳥海字細田19番地2</u>
一関市猿沢市民センター	一関市大東町猿沢字板倉57番地1
<u>大東農村環境改善センター</u>	<u>一関市大東町猿沢字板倉57番地1</u>
[略]	[略]

一関市曾慶市民センター	一関市大東町曾慶字神蔭32番地 1	一関市曾慶市民センター	一関市大東町曾慶字神蔭32番地 1
[略]	[略]	<u>大東曾慶地区センター</u>	<u>一関市大東町曾慶字神蔭32番地 1</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
一関市奥玉市民センター	一関市千厩町奥玉字中日向232 番地 2	一関市奥玉市民センター	一関市千厩町奥玉字中日向232 番地 2
一関市磐清水市民センター	一関市千厩町磐清水字蒲沢75番 地 3	<u>奥玉ふるさとセンター</u>	<u>一関市千厩町奥玉字中日向232 番地 2</u>
[略]	[略]	一関市磐清水市民センター	一関市千厩町磐清水字蒲沢75番 地 3
一関市室根市民センター	一関市室根町折壁字大里201番 地 1	<u>磐清水文化センター</u>	<u>一関市千厩町磐清水字蒲沢75番 地 3</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
川崎体育センター	[略]	一関市室根市民センター	一関市室根町折壁字大里201番 地 1
<u>川崎農村女性の家 いぶき会館</u>	<u>一関市川崎町薄衣字天蔵 1 番地 7</u>	<u>室根ふるさとセンター</u>	<u>一関市室根町折壁字大里201番 地 1</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	川崎体育センター	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、令和8年 月 日から施行する。

議案第 32 号

一関市職員倫理規程の一部を改正する訓令の制定の専決処分に関し、承認を求める
ことについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 9 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 岩 本 孝 彦

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和8年3月30日

一関市選挙管理委員会 委員長 岩本孝彦

記

一関市職員倫理規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市・一関市上下水道事業・一関市病院事業・一関市消防本部・一関市監査委員・一関市農業委員会・一関市選挙管理委員会・一関市教育委員会・
一関市議会合同訓令第2号

一関市職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月30日

一関市長 佐藤善仁

一関市上下水道事業の管理者の権限を行う
一関市長 佐藤善仁

一関市病院事業管理者 佐藤元美

一関市消防本部消防長 阿部茂

一関市監査委員 及川弘人

一関市監査委員 加藤伸弘

一関市監査委員 佐藤浩

一関市農業委員会会長 小 澤 仁

一関市選挙管理委員会委員長 岩 本 孝 彦

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一関市議会議長 勝 浦 伸 行

一関市職員倫理規程の一部を改正する訓令

一関市職員倫理規程（令和6年一関市／一関市上下水道事業／一関市病院事業／一関市消防本部／一関市監査委員／一関市農業委員会／一関市選挙管理委員会／一関市教育委員会／一関市議会合同訓令／第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義等) 第2条 [略] 2 総括倫理監督者の職務は、_____副市長が行うものとする。 3 倫理監督者の職務は、市長公室長、総務部長、まちづくり推進部長、市民環境部長、健康こども部長、福祉部長、<u>商工労働部長</u>、農林部長、建設部長、上下水道部長、各支所長、会計管理者、公営企業上下水道部長、藤沢病院事務局長、消防本部消防長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長及び教育次長が行うものとし、倫理監督者は、その指定する職員に当該職務の一</p>	<p>(定義等) 第2条 [略] 2 総括倫理監督者の職務は、<u>総務部の事務を担当する</u>副市長が行うものとする。 3 倫理監督者の職務は、市長公室長、総務部長、まちづくり推進部長、市民環境部長、健康こども部長、福祉部長、<u>商工観光部長</u>、農林部長、建設部長、上下水道部長、各支所長、会計管理者、公営企業上下水道部長、藤沢病院事務局長、消防本部消防長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長及び教育次長が行うものとし、倫理監督者は、その指定する職員に当該職務の一</p>

部を行わせることができるものとする。

4 [略]

部を行わせることができるものとする。

4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 33 号

一関市個人情報等保護管理規程の一部を改正する訓令の制定の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 9 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 岩 本 孝 彦

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和8年3月25日

一関市選挙管理委員会 委員長 岩本孝彦

記

一関市個人情報等保護管理規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市・一関市教育委員会・一関市選挙管理委員会・一関市監査委員・一関市農業委員会・一関市固定資産評価審査委員会・一関市消防本部・一関市上下水道事業・一関市病院事業合同訓令第1号

一関市個人情報等保護管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月25日

一関市長 佐藤善仁

一関市教育委員会教育長 時枝直樹

一関市選挙管理委員会委員長 岩本孝彦

一関市監査委員 及川弘人

一関市監査委員 加藤伸弘

一関市監査委員 佐藤浩

一関市農業委員会会長 小澤仁

一関市固定資産評価審査委員会
委員長 菅原良弘

一関市消防本部消防長 阿部 茂

一関市上下水道事業の管理者の権限を行う
一関市長 佐藤善仁

一関市病院事業管理者 佐藤元美

一関市個人情報等保護管理規程の一部を改正する訓令

一関市個人情報等保護管理規程（令和5年一関市訓令／教育委員会訓令／選挙管理委員会訓令／監査委員訓令／農業委員会訓令／固定資産評価審査委員会訓令／消防本部訓令／上下水道事業訓令／病院事業訓令／第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(情報セキュリティ責任者等の設置)</p> <p>第3条 市が保有する個人情報等及び特定個人情報の保護管理の総括 _____を行わせるため、最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer、以下「CISO」という。）を置き、市長公室の事務を担当する副市長をもって充てる。</p> <p>2 CISOを補佐し、CISOに事故があるとき、又は欠けたときにCISOの職務を代理させるため、統括情報セキュリティ責任者を置き、<u>市長公室統括監</u>をもって充てる。</p>	<p>(情報セキュリティ責任者等の設置)</p> <p>第3条 市の全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティの総括を行わせるため、最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer、以下「CISO」という。）を置き、市長公室の事務を担当する副市長をもって充てる。</p> <p>2 CISOを補佐し、CISOに事故があるとき、又は欠けたときにCISOの職務を代理させるため、統括情報セキュリティ責任者を置き、<u>市長公室長</u>をもって充てる。</p>

3 [略]

4 [略]

(事前協議)

第5条 情報セキュリティ管理者は、法第69条第2項の規定により同一の実施機関内部の他の情報セキュリティ管理者が所管する個人情報等を利用しようとするとき、又は他の実施機関の情報セキュリティ管理者が所管する個人情報等の提供を受けようとするときは、あらかじめ個人情報等目的外利用（提供）に係る協議書（様式第1号）によりCISO _____ に協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、情報セキュリティ管理者は、個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者が緊急かつやむを得ないと認めたときは、協議を省略することができる。この場合において、個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者は、個人情報等目的外利用（提供）報告書（様式第2号）をCISO _____ に提出しなければならない。

(外部提供の可否の通知)

第6条 次に掲げる通知は、CISO _____ の承認を得て行わなければならない。

(1)～(3) [略]

2 規則第3条第4項の規定により口頭により外部提供の可否の通知をしたときは、個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者は、口頭による個人情報等外部提供可否決定通知報告書（様式第3号）をCISO _____ に提出しなければならない。

3 市が保有する個人情報等及び特定個人情報の保護管理の総括を行わせるため、総括個人情報保護管理者を置き、総務部長をもって充てる。

4 [略]

5 [略]

(事前協議)

第5条 情報セキュリティ管理者は、法第69条第2項の規定により同一の実施機関内部の他の情報セキュリティ管理者が所管する個人情報等を利用しようとするとき、又は他の実施機関の情報セキュリティ管理者が所管する個人情報等の提供を受けようとするときは、あらかじめ個人情報等目的外利用（提供）に係る協議書（様式第1号）により総括個人情報保護管理者に協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、情報セキュリティ管理者は、個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者が緊急かつやむを得ないと認めたときは、協議を省略することができる。この場合において、個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者は、個人情報等目的外利用（提供）報告書（様式第2号）を総括個人情報保護管理者に提出しなければならない。

(外部提供の可否の通知)

第6条 次に掲げる通知は、総括個人情報保護管理者の承認を得て行わなければならない。

(1)～(3) [略]

2 規則第3条第4項の規定により口頭により外部提供の可否の通知をしたときは、個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者は、口頭による個人情報等外部提供可否決定通知報告書（様式第3号）を総括個人情報保護管理者に提出しなければならない。

(特定個人情報の移転等に係る報告)

第7条 特定個人情報を所管する情報セキュリティ管理者は、次の各号に該当するときは、特定個人情報移転（提供）報告書（様式第4号）をCISO _____ に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

最高情報セキュリティ責任者 副市長 様

情報セキュリティ管理者

個人情報等目的外利用（提供）に係る協議書

[略]

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

最高情報セキュリティ責任者 副市長 様

情報セキュリティ管理者

個人情報等目的外利用（提供）報告書

(特定個人情報の移転等に係る報告)

第7条 特定個人情報を所管する情報セキュリティ管理者は、次の各号に該当するときは、特定個人情報移転（提供）報告書（様式第4号）を総括個人情報保護管理者に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

総括個人情報保護管理者 _____ 様

情報セキュリティ管理者

個人情報等目的外利用（提供）に係る協議書

[略]

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

総括個人情報保護管理者 _____ 様

情報セキュリティ管理者

個人情報等目的外利用（提供）報告書

<p>[略]</p> <p>様式第3号（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>最高情報セキュリティ責任者 副市長 様</u></p> <p style="text-align: right;">情報セキュリティ管理者</p> <p style="text-align: center;">口頭による個人情報等外部提供可否決定通知報告書</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>様式第3号（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>総括個人情報保護管理者 _____ 様</u></p> <p style="text-align: right;">情報セキュリティ管理者</p> <p style="text-align: center;">口頭による個人情報等外部提供可否決定通知報告書</p> <p>[略]</p>
<p>様式第4号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>最高情報セキュリティ責任者 副市長 様</u></p> <p style="text-align: right;">情報セキュリティ管理者</p> <p style="text-align: center;">特定個人情報移転（提供）報告書</p> <p>[略]</p>	<p>様式第4号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>総括個人情報保護管理者 _____ 様</u></p> <p style="text-align: right;">情報セキュリティ管理者</p> <p style="text-align: center;">特定個人情報移転（提供）報告書</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。